

住み慣れたまちで安心してくらすために

見守り型緊急通報システムを 設置しませんか

葛飾区障害福祉課障害事業係

電話 03-5654-8301（直通）

システムの内容

○ペンダント型救急ボタン

急に具合が悪くなったら



ペンダント型救急ボタンを押す
警備会社に通報されます



電話または、本体のハンズフリー機能で、
利用者へ安否確認の連絡をとります

必要に応じて119番通報や緊急連絡先へ連絡し
警備員がご自宅へ駆けつけます

○生活リズムセンサー

人の動きを感知
するセンサーが
24時間反応し
ない場合



○月1回、お電話による体調確認



ご利用者が元気でいらっしゃるかどうかを確認するために、警備会社のナースセンターからお話をさせていただきます。その際にはご協力をお願いいたします。

設置の対象となる方

18～64歳で、身体障害者手帳1・2級もしくは愛の手帳1～3度をお持ちの方、または難病患者（国や都が定める特定疾病認定者）のうち、ひとり暮らし、重度心身障害者等のみの世帯、日中または夜間に重度心身障害者等のみとなる世帯の方、など。

料金

住民税非課税者 無料

住民税課税者 370 円（利用料金の一割）

設置機器など

基本プラン	
①本体 ②ペンダント型救急ボタン ③空間センサー ④お電話による体調確認	①  ②  ③  ④月に一回、警備会社ナースセンターからお電話します
⑤火災（熱）感知器 ⑥ガス漏れ感知器	⑤  ⑥  ※ 設置しない場合はそれぞれ月額 20 円引きとなります
世帯の方へ ペンダント型救急ボタン 追加（1 台まで）	月額+30 円
その他	
お支払い（住民税課税者）	1 か月に 1 回 口座引落し（月末締め翌月末払い） 警備会社へお支払いいただきます

鍵の預かりについて



区と契約した警備会社が、お客様のご自宅の鍵を 2 本お預かりします。

ご自宅の鍵を変更した場合などは、必ず警備会社にご連絡のうえ、新しい鍵をお預けください。

お預かりした鍵の貸し出しは致しません。また緊急時以外は開錠できません。



緊急連絡先について

緊急通報を受信し警備員がご自宅へ駆け付けると共に、緊急連絡先へ連絡します。緊急時に連絡を受けられる方を、優先順位をつけて2名以上ご指定ください。

お申し込み方法

障害福祉課障害事業係までお問い合わせください。

郵送での申請も可能です。申請書等は区ホームページ「見守り型緊急通報システム」に掲載しています。

葛飾区役所 障害福祉課 障害事業係

葛飾区立石5-13-1

2階 201番窓口

TEL：03-5654-8301（直通）

ご利用にあたっての注意点

- 「見守り型緊急通報システム」は病院や施設のナースコールではありません。
- 「見守り型緊急通報システム」は防犯用の非常ベルではありません。
- 身体介護に関わるお仕事はできません。トイレ、入浴等の介助、日常生活でのベッドへの移動等を目的に通報することはできません
- ご自宅の外（緊急ペンダントの受信可能範囲外）で起きた事への対応はできません。
- 「見守り型緊急通報システム」は、家庭用の電源を使用しているため、停電時は使用できません。
- 緊急通報装置のコンセントはお出かけになる時でも抜かないでください。誤ってコンセントを抜いてしまった時は速やかに元に戻してください。
- 区による設置決定後、機器を設置する際に、お客様と警備会社との間で、機器の貸与にかかわる契約を結んでいただきます。
- 心臓ペースメーカーをご使用の方は、ペースメーカーに影響がないか医師とご相談ください。